特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名		
1	佐賀中部広域連合	介護保険事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

佐賀中部広域連合は、介護保険事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることをここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

佐賀中部広域連合

公表日

令和6年10月1日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
①事務の名称	介護保険事務				
②事務の概要	介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、要介護・要支援認定及び保険給付、保険料の賦課・徴収及び減免を行う事務 ①被保険者に係る届出の受理及び届出に係る事実確認に関する事務 ②被保険者証または認定証に関する事務 ③要介護認定、要介護更新認定、要介護状態区分変更認定、または介護給付等対象サービスの種類の指定の変更の申請受理、申請に係る事実確認及び申請に対する通知に関する事務 ④要支援認定、要支援更新認定、要支援状態区分変更認定、または介護給付等対象サービスの種類の指定の変更の申請受理、申請に係る事実確認及び申請に対する通知に関する事務 ⑤介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する事務 ⑥保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 ⑥保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務 ⑥保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務 ⑨保険料の賦課・徴収及び減免に関する事務 ⑩調整交付金の算定に関する事務 ⑪が護予防・日常生活支援総合事業に関する事務				
③システムの名称	介護保険システム、中間サーバ、団体内統合宛名システム				

2. 特定個人情報ファイル名

介護保険情報ファイル

3. 個人番号の利用

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	<選択肢>
②法令上の根拠	情報提供の根拠 番号法 第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表 項番2、3、6、7、11、15、27、38、42、56、65、69、70、80、83、86、87、108、115、116、125、128、132、137、144、145、158、161 情報照会の根拠 番号法 第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表 項番131、132

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	佐賀中部広域連合 業務課
②所属長の役職名	業務課長

6. 他の評価実施機関

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

	佐賀中部広域連合 業務課
明 不几	〒840-0826 佐賀県佐賀市白山二丁目1番12号

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
連絡先	連絡先 佐賀中部広域連合 業務課 〒840-0826 佐賀県佐賀市白山二丁目1番12号					
9. 規則第9条第2項の適用	Ħ	[]適用した			
適用した理由						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[10万人以上30万人未満]		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和64	↑和6年8月31日 時点			
2. 取扱者	数					
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
いつ時点の計数か		令和6年10月1日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故					
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類						
<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び重点項目評価書							
2)又は3)を選択した評価実施 されている。	施機関については、それぞれ	ル重点項目評価書	・又は全項目評価書において、リス・	ク対策の詳細が記載			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)							
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		I.]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や情報提供ネットワー	ークシステムを通し	こた提供を除く。) []提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	1]接続しない(入手) []接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク	[十分である]	3) 課題が残されている <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である				

7. 特定個人情報の保管・消去						
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
8. 人手を介在させる作業	8. 人手を介在させる作業 []人手を介在させる作業はない					
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
判断の根拠	特定個人情報を取り扱うシステムにはアクセス制限をかけ、一般職員が個人番号を照会・編集できないようにしている。 また、書類で提供を受ける際は、職員がマイナンバーカード等で間違いがないか確認し、鍵付きキャビネットに保管している。処分する際は機密文書として処理し、専門業者へ廃棄を委託している。					

9. 監査			
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている	1	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考	えられる対策	[0]金	≧項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	3) 権限のない者によって4) 委託先における不正な5) 不正な提供・移転が行6) 情報提供ネットワークシ	事務に必要のない情報 不正に使用されるリス は使用等のリスクへの対策 われるリスクへの対策 システムを通じて目的が システムを通じて不正が い、滅失・毀損リスクへの	対策 (受託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 外の入手が行われるリスクへの対策 な提供が行われるリスクへの対策
当該対策は十分か【再掲】	[1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠			

変更箇所

変更箇					
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月10日	I 関連情報 評価実施機関 における担当部署 IIしきい値判断項目 1.対象	業務課長 石橋 祐次	業務課長	事後	見直しに伴う修正であり、重要 な変更に当たらないため。 見直しに伴う修正であり、重要
令和1年6月10日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 <u>人数 いつ時点の計数か</u> Ⅲしきい値判断項目 2.取扱	平成27年4月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	見直しに伴う修正であり、重要 な変更に当たらないため。 見直しに伴う修正であり、重要
令和1年6月10日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	令和1年6月1日 時点	事後	見直しに伴っ修正であり、重要 な変更に当たらないため。 見直しに伴う修正であり、重要
令和1年6月10日	Ⅳ リスク対策	なし	様式の変更に伴う項目の追加	事後	な変更に当たらないため。
令和2年7月28日	IIしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和2年7月1日 時点	事後	見直しに伴う修正であり、重要 な変更に当たらないため。
令和2年7月28日	IIしきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	令和1年6月1日 時点	令和2年7月1日 時点	事後	見直しに伴う修正であり、重要 な変更に当たらないため。
令和3年8月31日	公表日	令和2年7月28日	令和3年8月31日	事後	再実施に伴う修正であり、重 要な変更に当たらないため。
令和3年8月31日	IIしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	令和2年7月1日 時点	令和3年8月1日 時点	事後	見直しに伴う修正であり、重要 な変更に当たらないため。 見直しに伴う修正であり、重要
令和3年8月31日	Ⅱしきい値判断項目 2. 取扱	令和2年7月1日 時点	令和3年8月1日 時点	事後	見直しに伴う修正であり、重要 な変更に当たらないため。
令和3年8月31日	者数 いつ時点の計数か I関連情報 1-③システムの 名称	団体内統合利用番号連携サーバ	団体内統合宛名システム	事後	な変更に当たらないため。 名称の修正であり、重要な変 更に当たらないため。
令和3年8月31日	I 関連情報 4.情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携 ②法令上の根拠	情報提供の根拠 番号法 第19条第7号 別表第二 項番1、2、 3、4、6、26、30、33、39、42、56の2、58、61、 62、80、87、90、94、95、117 情報照会の根拠 番号法 第19条第7号 別表第二 項番93、94	情報提供の根拠番号法第19条第8号 別表第二項番1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117情報照会の根拠番号法第19条第8号 別表第二項番93、94番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第一条、第二条、第三条、第四条、第六条、第十九条、第二十二条の二、第二十四条の二、第二十五条、第三十三条、第二十三条、第二十二条、第二十二条、第二十二条、第二十二条、第二十二条、第二十二条、第二十二条、第二十二条、第二十二条、第四十四条、第四十二条、第四十四条、第四十二条、第四十四条、第四十二条、第四十四条、第四十二条、第四十四条、第四十二条、第四十四条、第四十二条、第四十四条、第四十二条、第四十四条、第四十二条、第四十四条、第四十二条、第四十四条、第四十二条、第四十四条、第四十二条、第四十四条、第四十二条、第四十四条、第四十二条、第四十二条、第四十二条、第四十二条、第四十二条、第四十二条、第四十二条、第四十二条、第四十二条、第四十二条、第四十二条、第四十二条。第四十二条,第二条,第四十二条,四十二条,四十二条,四十二条,四十二条,四十二条,四十二条,四十二条,	事後	記載漏れの修正、関係法令改正に伴う修正及び再実施に伴う主務省令の追加。
令和3年8月31日	Ⅳ リスク対策 8.監査	自己点検	自己点検、内部監査	事後	情報漏洩リスク軽減のための変更。 関係法令改正及び様式変更
令和6年10月1日	公表日	令和3年8月31日	令和6年10月1日	事後	に伴う修正のため。
令和6年10月1日	I 関連情報 3.個人番号の利 用 法令上の根拠	番号法 第9条第1項 別表第一 項番68 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令 第50条	番号法 第9条第1項 別表 項番100	事後	関係法令改正及び様式変更 に伴う修正のため。
令和6年10月1日	I 関連情報 4.情報提供ネット ワークシステムによる情報連 携 ②法令上の根拠	情報提供の根拠番号法 第19条第8号 別表第二 項番1、2、3、4、6、8、11、26、30、33、39、42、56の2、58、61、62、80、87、90、94、95、108、117情報照会の根拠番号法 第19条第8号 別表第二 項番93、94番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令 第一条、第二条、第三条、第四条、第六条、第十九条、第二十二条の二、第二十四条の二、第二十十五条、第三十二条、第三十二条、第二十二条、第二十二条、第二十二条、第二十二条、第二十二条、第二十二条、第二十二条、第二十二条、第二十二条、第四十四条、第四十二条、第四十二条、第四十四条、第四十二条、第四十二条、第四十二条、第四十二条、第四十二条、第四十二条、第四十二条、第四十四条、第四十二条、第四十二条、第四十二条、第四十二条、第四十二条、第四十四条、第四十二条、第四十二条。	情報提供の根拠 番号法 第19条第8号に基づく主務省令 第2条 の表 項番2、3、6、7、11、15、27、38、42、56、65、69、70、80、83、86、87、108、115、116、125、128、132、137、144、145、158、161 情報照会の根拠 番号法 第19条第8号に基づく主務省令 第2条 の表 項番131、132	事後	関係法令改正及び様式変更に伴う修正のため。
令和6年10月1日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	令和3年8月1日 時点	令和6年8月31日 時点	事後	関係法令改正及び様式変更 に伴う修正のため。
令和6年10月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱 者数 いつ時点の計数か	令和3年8月1日 時点	令和6年10月1日 時点	事後	関係法令改正及び様式変更
令和6年10月1日	Ⅳ リスク対策	なし	様式の変更に伴う項目の追加	事後	に伴う修正のため。 関係法令改正及び様式変更 に伴う修正のため。
	I	I .	l .		1